

○倉敷市地域集会所設置費補助金交付要綱

昭和49年5月20日

告示第167号

(趣旨)

第1条 地域連帯意識に基づく生活共同体としての住民自治組織（以下「自治組織」という。）が、近隣社会活動の場として地域集会所（以下「集会所」という。）を建設、取得（土地の取得を除く。）若しくは大修繕するとき又は集会所に公共下水道への接続工事をするとき若しくは冷暖房設備等を設置するときは、当該自治組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設 新築し、増築し、又は改築することをいう。
- (2) 新築 新たに集会所を造ることをいう。
- (3) 増築 既存の集会所の延べ床面積を増加させることをいう。
- (4) 改築 既存の集会所の全部又は一部を除却し、引き続き同一敷地内において、集会所を造ることをいう。
- (5) 取得 既存の建築物を新たに集会所として購入することをいう。
- (6) 大修繕 既存の集会所の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事をいう。
- (7) 公共下水道への接続工事 既存の集会所に対して行う公共下水道への接続工事及びそれに伴う給排水衛生設備工事をいう。
- (8) 冷暖房設備等 対象とする室の空気の温度を冷房し、又は暖房することにより、その室の使用目的に適する状態に保持する設備であつて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める建物附属設備に該当する冷房、暖房、通風又はボイラー設備（以下「冷暖房設備」という。）並びに同表に定める器具及び備品に該当する冷房用又は暖房用機器（以下「冷暖房用機器」という。）をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる集会所は、自治組織が建設、取得等を行う集会所で、かつ、

当該自治組織によって維持管理されるものとする。

(補助対象経費)

第4条 集会所建設に係る補助金交付の対象経費は、次に掲げる経費の合計額又は基準工事費のいずれか低い額とする。

(1) 建築工事費

(2) 給排水衛生、ガス、換気及び電気の設備費並びにこれらの設備に係る工事費

(3) 消防法（昭和23年法律第186号）の規定により設置する消防用設備等の工事費

(4) 建築物の確認申請手数料、給水装置工事の設計審査手数料、水道利用加入金その他これらに類する経費

(5) 設計監理費

(6) 前各号に掲げるもののほか、工事の施工に伴い必要となる経費

2 集会所取得に係る補助金交付の対象経費は、建物取得実費、基準工事費又は現在価格のいずれか低い額とする。

3 大修繕に係る補助金交付の対象経費は、工事実費から200,000円を差し引いた額とする。ただし、公共下水道への接続工事を含む大修繕に係る補助金交付の対象経費は、工事実費とする。

4 集会所取得及び大修繕に係る補助金交付の対象経費は、前2項の規定による対象経費の合計額とする。

5 公共下水道への接続工事に係る補助金交付の対象経費は、設備費、工事費及びその施工に伴い必要となる経費の実費とする。

6 冷暖房設備等の設置に係る補助金交付の対象経費は、設備費、工事費及びその施工に伴い必要となる経費の実費とする。

7 基準工事費及び現在価格の算定方法は、市長が別に定める。

(補助額)

第5条 市長は、別表第1に定めるところにより補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、特定防災地域集会所（石油コンビナート関連施設工場（石油貯蔵施設を含む。）に直接隣接する住民自治組織が設置する集会所をいう。以下同じ。）の新築に係る補助金については、別表第2に定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、特定財源をもつて補助する場合の補助金の額は、特定財源の

範囲内で市長が必要と認める額とする。

(再補助の制限)

第6条 過去にこの要綱による補助金（公共下水道への接続工事及び冷暖房設備等の設置に係る補助金を除く。以下この項において同じ。）又は一般財団法人自治総合センターが行うコミュニティセンター助成事業の助成金の交付を受けて当該設備等を設置した集会所については、当該補助金又は助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間は、補助金の交付の対象としないものとする。

2 公共下水道への接続工事に係る補助金については、一集会所につき1回限りの補助とする。

3 冷暖房設備等の設置に係る補助金については、過去にこの要綱による補助金又は一般財団法人自治総合センターが行う一般コミュニティ助成事業の助成金（以下この項において「助成金」という。）を受けて冷暖房設備等を設置した室（冷暖房設備等を設置した区分された部屋であつて、設備等の通常の規格に基づき、設置に適当であると認められる規模の一室をいう。）ごとに、冷暖房設備を設置した場合は当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して15年、冷暖房用機器を設置した場合は当該補助金又は助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年を経過するまでは、補助金の交付の対象としないものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治組織（以下「補助事業者」という。）は、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて事前に市長に提出し、交付決定を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 設計書又は見積明細書
- (4) 設計図等（付近見取図、平面図、立面図、配置図等）
- (5) 当該集会所の土地又は建物の所有又は使用についての権利を証する書類
- (6) 売買契約書の写し（取得の場合）
- (7) 当該補助事業者の規約及び役員名簿
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更等承認申請)

第8条 補助事業者は、規則第10条の規定により、補助事業の内容、工事实費、取得費用等

申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、所定の変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。

(工事完了の確認)

第 9 条 補助事業者は、補助の対象となつている集会所の工事が完了したときは、その旨を市長に届け出てその確認を受けなければならない。

(補助金の概算払)

第 10 条 市長は、前条の規定による届出があつたときは、工事の完了を確認し、適当と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から 30 日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支精算書
- (3) 費用を支払ったことを証する書類
- (4) 工事写真及び完成写真
- (5) 検査済証の写し（建築基準法第 7 条又は第 7 条の 2 の規定に該当する場合）
- (6) 登記事項証明書の写し（取得の場合）
- (7) 排水設備工事検査済証の写し（公共下水道への接続工事の場合）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(精算交付)

第 12 条 規則第 13 条第 2 項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支精算書
- (3) 設計書又は見積明細書
- (4) 設計図等（付近見取図、平面図、立面図、配置図等）
- (5) 建築確認済証の写し（建築基準法第 6 条又は第 6 条の 2 の規定に該当する場合）
- (6) 当該集会所の土地又は建物の所有又は使用についての権利を証する書類
- (7) 売買契約書の写し（取得の場合）

- (8) 排水設備工事確認書の写し（公共下水道への接続工事の場合）
- (9) 費用を支払ったことを証する書類
- (1 0) 工事写真及び完成写真
- (1 1) 検査済証の写し（建築基準法第 7 条又は第 7 条の 2 の規定に該当する場合）
- (1 2) 登記事項証明書の写し（取得の場合）
- (1 3) 排水設備工事検査済証の写し（公共下水道への接続工事の場合）
- (1 4) 当該補助事業者の規約及び役員名簿
- (1 5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（帳簿等の保存）

第 1 3 条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業完了後 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、昭和 4 9 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、新築に係る集会所については、適用日以降に完成するものから適用する。

（船穂町の編入に伴う経過措置）

- 2 船穂町の編入の日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間、船穂町の区域内の自治組織が集会所を建設し、又は取得する場合の補助率及び補助限度額は、第 5 条の規定にかかわらず、補助対象経費の 1 0 分の 8 以内で、かつ、2, 4 0 0 万円とする。

（平成 3 0 年 7 月豪雨災害に係る特例）

- 3 平成 3 0 年 7 月豪雨により被災した集会所であって、原形復旧のための工事を行うものについては、第 6 条の規定にかかわらず、補助金の交付の対象とすることができる。

- 4 前項の規定による補助金の交付に係る第 5 条第 1 項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 被害状況が全壊又は大規模半壊に該当する集会所 別表第 1 中「5 0 %」とあるのは「6 分の 5」とする。

（2） 被害状況が半壊に該当する集会所 別表第 1 中「5 0 %」とあるのは「6 分の 5」

と「８００万円」とあるのは「４００万円」と、「５０万円」とあるのは「２５万円」と、
「１００万円」とあるのは「５０万円」とする。

- ５ 前２項の規定により補助金の交付を受けた集会所は、第６条の規定による再補助の制限を受けるものとする。

附 則（昭和５１年５月１７日告示第１３９号）

この要綱は、告示の日から施行し、昭和５１年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和５４年５月１日告示第１４５号）

この要綱は、告示の日から施行し、昭和５４年４月１日から適用する。

附 則（昭和５５年８月１日告示第２０２号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（昭和５６年６月９日告示第１３９号）

この要綱は、告示の日から施行し、昭和５６年４月１日から適用する。

附 則（昭和５８年６月３０日告示第１５８号）

この要綱は、昭和５８年７月１日から施行する。

附 則（昭和６０年３月２２日告示第２６号）

この要綱は、昭和６０年４月１日から施行する。

附 則（昭和６０年９月２０日告示第１８７号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和６１年５月１６日告示第１４２号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成元年４月１５日告示第１２５号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成元年４月１日から適用する。

附 則（平成２年１月８日告示第３号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成元年１０月１日から適用する。

附 則（平成２年３月３１日告示第１３６号）

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附 則（平成３年６月２１日告示第２００号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成４年３月２４日告示第１０７号）

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成５年１２月１７日告示第３４４号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成１７年７月２８日告示第４９２号）

この要綱は、平成１７年８月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月１４日告示第１３１号）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年３月２９日告示第１７８号）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年７月１６日告示第４７９号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成３１年４月１日告示第２１５号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成３０年７月５日以後に発生した災害から適用する。

附 則（令和７年３月２４日告示第１３９号）

（施行期日）

- この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の倉敷市地域集会所設置費補助金交付要綱第５条の規定により交付された補助金により設置された設備等であって、改正後の倉敷市地域集会所設置費補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）第２条第８号に規定する冷暖房設備等のうち冷暖房用機器に該当するものについては、改正後要綱第６条第３項の規定を適用する。

別表第１（第５条関係）

区分	補助率	補助限度額
（１） 新築、増築、改築、取得、大 修繕、取得及び大修繕、公共下水道 への接続工事を含む大修繕	補助対象経費の５０％	８００万円
（２） 公共下水道への接続工事	補助対象経費の５０％	５０万円

(3) 冷暖房設備等の設置	補助対象経費の50%	100万円
---------------	------------	-------

備考 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第2 (第5条関係)

区分	補助率	補助限度額
特定防災地域集会所の新築	補助対象経費の50%	2,000万円

備考 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。